

松江市ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業
(エネルギー価格・物価高騰対策分) 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業(エネルギー価格・物価高騰対策分)補助金(以下「補助金」という。)については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象等)

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業(エネルギー価格・物価高騰対策分)補助金
補助金交付の目的	三菱マヒンドラ農機株式会社の事業撤退により影響を受ける松江市内製造業者の生産プロセスの変革・拡大又は新事業の構築に必要な経費の一部を補助することにより、松江市内製造業者の収益確保を支援し、もって競争力強化を図ることを目的とする。
補助金交付の対象である事業の内容	令和8年3月25日より島根県が実施する、ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業(エネルギー価格・物価高騰対策分)補助金(以下「県補助金」という。)の交付確定を受けた取組とする。ただし、直近決算期において、三菱マヒンドラ農機株式会社又はリョーノーファクトリー株式会社と直接・間接的に売上全体の5%以上の取引を有すると島根県に認められた事業者の取組に限る。
補助対象経費	県補助金の補助対象経費のうち、松江市内の事業所で実施したものに係る経費
交付の金額	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 補助対象経費が4,000万円以下の場合 補助対象経費の10分の1.5以内の額(1,000円未満切捨て)とし、上限を600万円とする。 (2) 補助対象経費が4,000万円を超える場合 補助対象経費の10分の9の額から県補助金の交付確定額及びこの補助金と同様の趣旨の他

	の補助金等の額を差し引いた3,000万円以内の額(1,000円未満切捨て)とする。
補助事業者の範囲	県補助金の交付確定を受けた者で、次の各号のいずれにも該当するもの (1) 松江市内に主たる事業所があるもの (2) 松江市税の滞納がないもの
終期	令和9年3月31日

(交付の申請)

第3条 補助金の申請をする者は、補助金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 県補助金の交付確定通知書の写し
- (2) 県補助金の事業計画書、実績報告書及び収支決算書の写し
- (3) 市税に滞納がないことが分かる証明書
- (4) 口座振込依頼書
- (5) 振込先金融機関口座が確認できる書類の写し

2 前項に規定する申請書兼請求書の提出があったときは、規則第12条の規定による実績報告があったものとみなす。

(現地調査)

第4条 市長は、必要があると認めるときは、市職員による現地調査を実施するものとし、補助事業者はこれを拒んではならない。

(着手届及び完了届)

第5条 規則第11条に規定する着手届・完了届の提出は、これを省略するものとする。

(交付の決定及び確定)

第6条 市長は、第3条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の交付を決定し、補助金の額を確定したときは、申請者に対し、補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、補助対象経費に係る設備機器の稼働状況について、市長から報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

(財産処分の制限)

第8条 規則第18条第1項第2号に規定する機械及び主要な器具で市長が定めるものは、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第3号に規定する機械及び装置であって、製

造業の用に直接供するものをいう。

- 2 規則第 18 条第 1 項ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

（補助金の返還）

第 9 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業完了後 5 年未満で事業所を市外に移転し、又は廃業する場合には、市長にその旨を報告するとともに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の補助金を返還しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 事業所を市外に移転する場合 全額

(2) 廃業する場合 全額又は一部

（雑則）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 8 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

松江市ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業（エネルギー価格・物価高騰対策分）

補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

（あて先）松江市長

住 所

申 請 者 氏名又は団体名

及び代表者氏名

松江市ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業（エネルギー価格・物価高騰対策分）補助金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり申請及び請求します。なお、補助事業等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を関与していないことを誓約します。

記

補助年度	令和8年度	補助金等の名称	松江市ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業（エネルギー価格・物価高騰対策分）補助金
補助事業等の名称	ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業		
補助事業等の目的及び内容			
補助事業等の効果			
補助事業等の経費所要額 （補助対象経費）	円		
補助金等の交付申請額 及び請求額	円		
補助事業等の施行場所			
添付文書	1 県補助金の交付確定通知書の写し 2 県補助金の事業計画書、実績報告書及び収支決算書の写し 3 市税に滞納がないことが分かる証明書 4 口座振込依頼書 5 振込先金融機関口座が確認できる書類の写し		